

1. 製品及び会社情報

製品名 : チップトップチューブパッチ用加硫剤

製品番号 : 505 0196,505 9018,505 9032,505 9056,505 9128,505 9197

用途 : 接着

製造販売元 : 株式会社チップトップジャパン

住所 : 〒452-0821 愛知県名古屋市西区上小田井 2 丁目 338

電話番号 : 052-502-3500

FAX 番号 : 052-502-3620

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

- ・引火性液体 区分 3

健康に対する有害性

- ・急性毒性（経口） 区分 4
- ・急性毒性（経皮） 区分 3
- ・急性毒性（吸入） 区分 4
- ・皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 1B
- ・眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 1

環境有害性

- ・水生環境有害性（急性） 区分 2
- ・水生環境有害性（長期間） 区分 2

GHS ラベル要素



注意喚起語

- ・危険

危険有害性情報

H226 引火性液体及び蒸気。

H302 + H332 飲み込んだ場合や吸入した場合は有害。

H311 皮膚に接触すると有毒。

H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷。

H401 水生生物に毒性

H411 長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書き

安全対策

P210 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。

P261 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。

P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

P273 環境への放出を避けること。

応急措置

P370 火災の場合：消火するために泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素を使用すること。

P303 + P361 + P353 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。

P304 + P340 + P310 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。

P305 + P351 + P338 + P310 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

P391 漏出物を回収すること。

保管

P403 + P235 + P233 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。容器を密閉しておくこと。

P405 施錠して保管すること。

廃棄

P501 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

・混合物

組成及び成分情報

化学名	CAS 番号	官報公示 整理番号	濃度
水素化精製軽質留出物(石油)	64742-49-0	-	90~95%
N-エチルシクロヘキシルアミン	5459-93-8	3-(4)-247	<2.5%

4. 応急措置

吸入した場合

- ・気分が悪いときは、医師の診断手当を受けること
- ・症状が続く場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- ・多量の水で洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合

- ・水で 15～20 分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを装着していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

- ・水で口をすすぎ、ただちに医師の診断を受けること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

- ・吸入：めまい、頭痛、し眠、吐き気、意識喪失。
- ・皮膚：皮膚の乾燥。
- ・眼：発赤。
- ・経口摂取：咳、下痢、咽頭痛、嘔吐。めまい、頭痛、し眠、吐き気、意識喪失。

応急措置をする者の保護

- ・救助者はゴム手袋、密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項

- ・化学性肺炎の症状は、数時間～数日経過するまで現われない

5. 火災時の措置

適切な消火剤

- ・粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。

使ってはならない消火剤

- ・火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状放水、水噴霧を避ける。

特有の危険有害性

- ・極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。
- ・消火後再び発火するおそれがある。
- ・火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

特有の消火方法

- ・火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。
- ・延焼のおそれのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物などの冷却をする。
- ・消火活動は風上から行う。
- ・火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。
- ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火を行う者の保護

- ・消火作業の際は、適切な自給式呼吸器用保護具、服や皮膚を保護する保護服、(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に関する注意事項

- ・周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。

封じ込め、浄化の方法及び機材

- ・危険でなければ漏れを止める。
- ・取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。
- ・すべての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流出を防ぐ。
- ・液体を凝固させる材質（砂、けいそう土など）を用いて、取り除く。
- ・十分に換気をすること。ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸い込まないこと。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱注意事項

- ・包装していない製品を取り扱う際は、局所排気を備えた装置を使用しなければならない。
- ・ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸い込まないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。

接触回避

- ・高温物、酸化剤などから避けること。

衛生対策

- ・汚れて濡れた衣服は、直ちに脱ぐこと。皮膚用保護クリームによる、皮膚の保護、休憩前や終業後は、手と顔を念入りに洗うこと。必要であればシャワーを浴びること。

保管

技術的対策

- ・密封された容器に入れ十分な換気がされた冷暗場所に保管する。

混触禁止物質

- ・酸化剤等

容器包装材料

- ・破損や漏れのない密閉可能な容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

- ・資料なし

設備対策

- ・取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
- ・高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。

保護具

- ・呼吸用保護具
- ・必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用する。

手の保護具

- ・溶媒耐性のある保護手袋を着用する。

目の保護具

- ・目に入るおそれのある場合、保護眼鏡やゴーグルを着用する。

皮膚及び身体の保護具

- ・必要に応じて保護衣、保護エプロンなどを着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態：液体状

色：無色

臭い：炭化水素系臭

沸点、初留点及び沸騰範囲：>60℃

可燃性：情報なし

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界：1vol.%

引火点：-25℃

自然発火点：260℃

分解温度：情報なし

pH：情報なし

動粘性率：情報なし

溶解度：不溶性

蒸気圧：100 hPa (20℃)

密度及び/又は相対密度：0.72g/cm³

相対ガス密度：情報なし

粒子特性：情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性

- ・通常の取扱い条件下では安定である。

危険有害反応可能性

- ・通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こすことはない。

避けるべき条件

- ・発火の危険があるため加熱、強酸化剤との混触を避けること。

危険有害な分解生成物

- ・火災等の場合は、毒性の強い分解生成物（酸化硫黄、一酸化炭素と二酸化炭素等）が発生する可能性がある。

11. 有害情報

成分の有害性情報

水素化精製軽質留出物（石油）

・急性毒性

経口：ラットの LD50 値が >15000 mg/kg bw (IUCLID (2000)) より、区分外とした。

経皮：データなし。

吸入ガス：GHS の定義における液体である。

吸入蒸気：データなし。

吸入粉じん及びミスト：データなし。

- ・皮膚腐食性及び皮膚刺激性ウサギ：を用いた試験 (OECD TG 404) の適用時間 4 時間、観察期間 24、48、72 時間の Dreize Score の平均は紅斑=0.2、浮腫=0.0 (IUCLID (2000))、他のウサギを用いた試験 (OECD TG 404 GLP) の Dreize Score の平均は紅斑=1.7、浮腫=0.7 (IUCLID (2000)) または刺激性なし (IUCLID (2000)) の結果から、区分外とした。

- ・眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：ウサギを用いた試験 (GLP) では「刺激なし=Not irritating」(IUCLID (2000)) であることから、区分外とした。

- ・呼吸器感作性：データなし。

- ・皮膚感作性：データなし。

- ・生殖細胞変異原性：Disel fuel のマウスの吸入ばく露による優性致死試験 (生殖細胞 in vivo 変異原性試験) と Disel 2 (CAS No:64742-47-8) の DMSO および cyclohexane/DMSO 抽出物のマウスの経口投与による骨髓細胞小核試験 (体細胞 in vivo 変異原性試験) の結果は陰性 (ATSDR (1995)) であるが、分類対象物質については抽出物の試験結果しかなく、また複数指標の in vitro 変異原性試験陽性のデータもないことから分類できないとした。なお、Kerosene のラットの腹腔内投与による骨髓細胞染色体異常試験 (体細胞 in vivo 変異原性試験) の結果は陰性であるが、動物および標的臓器での毒性の記載がなく確定できないとしている (ATSDR (1995))。また、in vitro 変異原性試験：エームス試験においては Disel 2 (CAS:64742-47-8) の DMSO および cyclohexane/DMSO 抽出物で陽性の結果が得られている (ATSDR (1995))。

- ・発がん性：IARC (IARC vol.45, 1989) がケロシン (CAS: 8008-20-8) を含む Jet Fuel を Group3 に分類していることから区分外とした。

- ・生殖毒性：Kerosine のラットを用いた吸入ばく露による催奇形性試験での結果は「陰性」(IUCLID (2000)) であったが、親の性機能及び生殖能に関するデータがなく分類できないとした。

- ・特定標的臓器毒性（単回ばく露）：データなし。
- ・特定標的臓器毒性（反復ばく露）：ラットを用いた 13 週間の経口投与試験（OECD TG 409 GLP）でガイダンスの区分 2 を超える雄の 1000 mg/kg の用量と雌の 500 mg/kg 及び 1000 mg/kg の用量で肝細胞の肥大以外に影響は見られない（IUCLID（2000））ことから区分外（経口投与）に該当するが、リスト 2 のデータであり、他の経路のデータがないことから分類できないとした。
なお、雄ラットの 100mg/kg 投与群で α -2u-グロブリンによる腎臓の影響が見られているが、雄ラットの特異的な反応と考えられ、ヒトでの毒性学的意義が不明であることから評価しなかった。
- ・吸引性呼吸器有害性：データなし。

N-エチルシクロヘキシルアミン

- ・急性毒性

経口：ラット - 590 mg/kg (LD50)

経皮：ウサギ - 638 mg/kg (LD50)

吸入ガス：GHS の定義における液体である。

吸入蒸気：4 h - 11 mg/l

- ・皮膚腐食性／刺激性

皮膚 - ウサギ

結果：強度の皮膚刺激 - 24 h

- ・眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

眼 - ウサギ

結果：強度の眼刺激 - 24 h

- ・追加情報

RTECS: GX1225000

粘膜、上気道、眼および皮膚の組織に極めて有害である。、咳、息切れ、頭痛、吐き気

12. 環境影響情報

成分の環境影響情報

水素化精製軽質留出物（石油）

- ・生体毒性

水生環境有害性（急性）

魚類（ブルーギル）による 96h-LC50=2.2mg/L であることから（AQUIRE 2009）、区分 2 とした。

水生環境有害性（長期間）

急性毒性区分 2 であり、急速分解性を示すデータが無いことから区分 2 とした。

N-エチルシクロヘキシルアミン

- ・情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・廃棄においては、関連法規則ならびに地方自治体の基準に従うこと。
- ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、又は地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。
- ・下水道に流してはいけない。

汚染容器及び包装

- ・容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治団体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号 3295
国連品名 液体炭化水素, Containing a flammable liquid
国連危険有害性クラス 3
容器等級 2

15. 適応法令

水素化精製軽質留出物（石油）

労働安全衛生法 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物
消防法 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体

N-エチルシクロヘキシルアミン

安衛法(施行令別表第一) 危険物 四 引火性のもの
船舶安全法 危規則危険物告示 別表第1 腐食性物質
消防法 第4類:引火性液体、第二石油類非水溶性液体

16. その他の情報

○参考文献

- ・NITE-CHRIP
- ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト
- ・ChemicalBook
- ・原料製造メーカーSDS

○その他

- ・4～8並びに10～12の項目のデータの一部は、使用目的は使用方法についての情報だけでなく、事故や不測の事態の場合の重要な事について記載していますが、危険性や項目に該当しない使用法による瑕疵は、その責を負いかねます。この情報は本製品を安全に使用する必要条件について述べており、弊社の知りえる範囲を基としています。このデータは法的規制によって、製品の性質を明確に保証するものではありません。